

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度 第1回 枚方市保健所運営協議会 感染症対策部会
開 催 日 時	令和5年（2023年）10月2日（月） 15時10分から 15時35分まで
開 催 場 所	枚方市第3分館（旧市民会館）3階 第3会議室
出 席 者	渡邊一男会長、長谷晋吾副会長、上羽敏明副会長 月城亜由美委員、長谷川睦委員、藤中明広委員
欠 席 者	木村剛委員、西山利正委員、細野昇委員、
案 件 名	1. 会長及び副会長の互選 2. 枚方市感染予防計画（素案）について 3. その他
提出された資料等の 名 称	資料1 枚方市感染症予防計画（素案） 資料2 枚方市感染症予防計画（素案）概要 資料3 枚方市感染症予防計画における数値目標
決 定 事 項	○感染症対策部会の会長、副会長の互選について、本協議会と同様、渡邊委員に会長を、長谷委員及び上羽委員に副会長をお願いすることとした。 ○枚方市感染予防計画（素案）について確認を行った。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	健康福祉部 健康福祉政策課
審 議 内 容	
事務局	<p>ただいまより、令和5年度 枚方市保健所運営協議会 第1回 感染症対策部会を開催いたします。</p> <p>私は、事務局を担当します、枚方市健康福祉政策課の浅野でございます。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>僭越ではございますが、会長と副会長の選出までの間において、進行役を務めさせていただきます。それでは、委員の出席状況について報告させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は6名であり、枚方市保健所運営協議会条例の規定に基づき、本部会が</p>

事務局	<p>成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>また、協議会と同様、本部会も原則公開となっておりますので、会議の終了後、発言者名を明らかにした会議録を作成し、各委員のご確認、会長のご承認を経た後に、正式な会議録としてホームページ等で公開してまいります。</p> <p>なお、本日、傍聴者はおられません。</p> <p>また、本協議会に引き続きの開催でございますので、委員のご紹介などは割愛させていただきます。早速ではございますが、案件に移らせていただきます。</p> <p>それでは、案件1「会長及び副会長の互選」でございます。</p> <p>部会におきましても、枚方市保健所運営協議会条例第6条第2項の規定が準用されますので、会長と副会長2名を選出いただく必要がございますが、この場に本協議会の会長、副会長がおられますので、そのまま部会でも会長、副会長を務めていただいております。皆さま、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。それでは、ご賛同いただきましたので、本協議会と同様、部会でも渡邊委員に会長を、長谷委員及び上羽委員に副会長をお願いさせていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、渡邊会長、長谷副会長、上羽副会長、正面の席に移動をお願いします。</p> <p>会長・副会長のご挨拶は先ほどの協議会でもいただきましたので、割愛させていただきます。これからの進行は、会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
渡邊会長	<p>それでは、会長として議事を進めさせていただきます。</p> <p>引き続きよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、案件2「枚方市感染症予防計画（素案）について」を議題とします。</p> <p>本件について、事務局から、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、「枚方市感染症予防計画（素案）について」ご説明させていただきます。</p> <p>資料2の「枚方市感染症予防計画（素案）の概要について」をご覧ください。</p> <p>まず、予防計画のポイントです。</p> <p>これまでの新型コロナに関する取組を踏まえ、令和4年12月に公布されました改正感染症法に基づき、次の感染症の危機に備えるための見直しとしまして、①保健・医療提供体制を充実させ、「平時」からの対策と「有事」の対応を明確化し、②医療提供体制、検査体制、宿泊療養体制、物資の確保、人材の養成及び資質の向上、保健所の体制整備について、数値目標を設定し、都道府県による協定締結により、実効性を担保することが、盛り込まれています。</p> <p>また、これまで都道府県のみで策定が義務づけられていた感染症予防計画を保健所設置市においても策定することが義務づけられました。</p> <p>保健所設置市が新たに計画を策定するにあたっては、大阪府感染症予防計画がベースとなることから、府の計画素案について府と府内保健所設置市が協議を重ねております。そのため、本計画は市単独で策定するものではなく、府計画と整合性を図るため、府が設置する連携協議会でも審議を受け、策定するものとなっております。</p> <p>計画開始は令和6年度からで、計画期間は国の基本指針と同じく6年で、医療提供体制等については3年ごとに再検討を加えることとなっておりますので、必要時、府等と協議を行い変更してまいります。</p> <p>次に、計画の概要です。本計画では、従来の感染症対策に加え、「平時」からの対策と、「有事」の対応について記載しています。</p> <p>新型コロナ対応の課題としましては、これまでが主に新型インフルエンザを想定した備えであり、感染症の様々な特性や中長期に及ぶ対応を想定していなかったことがあげられます。また、新たな感染症に対しての不安や誤解、差別などが問題となりました。</p> <p>他にも、検査や医療提供体制・宿泊療養施設の未整備や不足、移送・搬送の問題や保健</p>

<p>事務局</p>	<p>所業務のひっ迫、人材の不足などにより、感染者への対応が遅れる事態が起きました。また、医療機関・高齢者施設でのクラスターが多数発生し、重症化リスクの高い高齢者への対策が急がれました。</p> <p>こういった課題を踏まえた、国の基本指針に基づき、本計画の項目と取組みを構成しています。</p> <p>続いて、参考資料1の枚方市感染症予防計画素案の2～3ページの目次をご覧ください。</p> <p>本計画は大きく2章で構成されています。第1章では感染症対策推進の基本的な考え方として、6項目を示しています。</p> <p>1つ目は、事前対応型行政の構築ということで、平時から感染症の発生及びまん延防止に重点を置いた事前対応の施策を推進するとともに、取組状況の進捗管理を行い、PDCAサイクルに基づく改善を図りながら、取組みを進めます。</p> <p>続いて、「市民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策」や「人権の尊重」、「情報公開と個人情報の保護」について触れております。</p> <p>5つ目の「健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応」としましては、今後の新興感染症への対応はもちろんのこと、災害等も含めた健康危機全般について、これらが複合的に発生した場合にも対応できる健康危機管理体制を構築していきます。</p> <p>6つ目の「実施機関等の役割」では、国、府、市、市民や医療従事者等が国の基本指針に定められているそれぞれの役割に基づき、感染症の発生予防及びまん延防止のための施策を推進することとしています。</p> <p>続きまして、第2章 各論についてです。</p> <p>各論につきましては、参考資料2の裏面にまとめておりますので、こちらをご参照ください。</p> <p>本計画の主な項目としましては、左端に記載している通り、感染症の発生予防及びまん延防止、検査の実施体制、医療提供体制、人材の養成・資質向上、保健所の体制の確保、その他感染症の予防の推進を挙げております。</p> <p>感染症の発生予防・まん延防止では、平時の取組みとして、感染症発生動向調査や医師の届出等の情報により感染症の動向を把握し、府及び各関係部門・機関との連携体制の整備することで、感染症に関するタイムリーな情報把握や情報提供を行います。また、予防接種に関する正しい知識の普及に努めます。新興感染症の発生及びまん延時には、患者情報等の公表については府へ一元化することとなっています。保健所においては積極的疫学調査を行い、感染源や感染経路の究明、接触者を把握するとともに、必要に応じて就業制限や入院勧告、建物への立ち入り制限などを行います。また府及び食品衛生・環境衛生・動物衛生部門や検疫所等との連携により感染症の特性に応じた対策の強化を図ります。まん延期においては臨時の予防接種の体制整備も必要となりますが、新型コロナのワクチン接種で経験したように、新興感染症に対する新たなワクチン接種の体制は従来の予防接種とは別の体制整備を想定しておく必要があります。</p> <p>次に、検査の実施体制です。まず、平時の病原体に関する情報の収集、調査の体制整備ですが、本市には地方衛生研究所はありませんので、府内の中核的検査機関である大阪安全基盤研究所との連携のもと、情報収集や疫学的調査を行います。病原体等の情報収集にあたっては医師会、病院協会や民間検査機関等との連携を図りながら進めます。</p> <p>検査の実施体制については、大阪安全基盤研究所や地方衛生研究所による検査体制の整備と検査能力の向上に対する支援、府と民間検査会社等とが検査措置協定を平時から締結することで、計画的な検査体制の整備を図ることとなっています。これらのように、府が実施する施策については、点線枠で表示しております。</p> <p>本市の場合、新興感染症発生時には、大阪安全基盤研究所による検査の他、必要に応じ保健所での検査を実施します。また、感染の拡大状況に応じて、府知事要請による医療機関、民間検査会社での検査を活用します。</p> <p>続いて、医療提供体制です。</p> <p>入院につきましては、まず感染症法に基づく感染症指定医療機関の感染症病床での対応となります。府内には6機関78床が確保されており、本市においては、市立ひらかた病院が第二種感染症指定医療機関として8床の感染症病床を持っています。また、検査同様、平時からの備えとして、府が医療機関の病床確保及び後方支援に係る医療措置協定を締結</p>
------------	---

事務局

することで、計画的な入院体制整備を行う他、臨時の医療施設の設置・運営マニュアルの整備を行うこととしています。新興感染症発生時には、府知事要請による入院病床の確保、後方支援体制の整備や、受入病床が不足している時には府が臨時の医療施設等の検討を行います。また、医療のひっ迫に対応するため、感染症の特性に応じて入院調整を府へ一元化することを検討するなど、医療機関との連携体制の構築により、救急医療体制の整備を図ります。市は、府や管内の医療機関との連携のもと、入院調整等を行います。

次の発熱外来や自宅・宿泊療養者、高齢者施設への医療提供、医療人材の派遣、個人防護具の備蓄につきましても、府と医療機関等との医療措置協定の締結により平時から体制整備を図り、新興感染症の発生時には協定に基づき、発熱外来の実施、医療提供、医療人材の派遣、府による個人防護具の調達や医療機関への供給を行います。

自宅・宿泊療養者等につきましては、医療提供以外に府と宿泊事業者との宿泊施設確保措置協定の締結や運營業務マニュアル等の整備の他、府及び市において消防機関、民間移送機関等との移送・搬送体制の整備を行い、新興感染症発生時には、協定に基づいた宿泊施設の開設・運営、民間移送機関や民間救急、消防機関と連携した外来・急変時の移送・搬送の実施の他、療養者からの相談体制を整備します。

流行初期の移送については、保健所において移送のための車両の確保、民間移送機関等への協定締結、消防機関との移送に係る申し合わせや情報共有等の体制整備を行い、新興感染症発生時には民間移送機関や消防機関等と連携して移送を行います。

感染症に関する人材の養成・資質の向上につきましては、感染症対策に携わる職員の感染症に係る研修や訓練への参加を促進するとともに、感染対策向上加算の医療機関を中心とした感染管理に係る地域ネットワーク等と連携し、市内医療機関等への研修・訓練等について支援を行います。

次に、保健所の体制の確保についてです。保健所の体制整備としまして、保健所における人員体制や機器の整備、ICT活用等による効率化の検討を行います。保健所への応援体制の整備については、応援対象職員を含めた感染症に関する研修・訓練を実施する他、IHEAT 要員等、臨時的な人員の確保を行います。

IHEAT とは、感染症のまん延時などに地域の専門職が保健所の業務を支援する仕組みで、感染拡大に備え、平時から登録し、研修・訓練を受けた上で、感染拡大時に保健所の要請に応じて、業務を支援するものです。

新興感染症発生時には、外部委託も含めた保健所業務の重点化、効率化を図り、庁内からの応援職員、IHEAT 要員、人材派遣等の保健所への応援人材の配置により体制強化を図ります。

これら保健所の体制確保の詳細は、別途保健所が策定する健康危機対処計画へ記載する予定です。

その他、感染症の予防の推進では、平時からの市民への啓発と医療機関や高齢者施設等での感染予防対策の実施について記載しています。発生及びまん延時には、市民への情報発信と差別等の防止、相談窓口の整備や医療機関・高齢者施設等への感染症発生・拡大防止の対策強化を行います。

また、感染症の特性や、感染の拡大状況等を勘案し、必要時には健康危機事象として対策本部会議を設置し、総合的な対策の推進が必要となります。

枚方市感染症予防計画の主な項目と取組みは以上です。

次に、本計画の数値目標についてご説明させていただきます。

参考資料 3 の予防計画における数値目標をご覧ください。こちらは、本計画に記載する数値目標を一覧にしたものです。

府において設定する数値目標は、流行初期期間経過後における医療提供体制に係る項目で「入院のための確保病床数」「発熱外来数」「自宅療養者等への医療提供機関数」「後方支援の確保機関数」「医療機関からの人材派遣数」裏面の「個人防護具を2か月分以上備蓄している医療機関数」となっております。①～⑤については、流行初期期間とされている発生公表後 3 か月程度の時点と流行初期期間経過後として発生公表後から6か月程度以内の時点での数値目標を設定します。

続いて、裏面の、市において設定する数値目標は、病原体等の検査、人材の養成、保健所の体制確保に関する項目となっております。

事務局	<p>検査に関する項目では、枚方市保健所での検査実施可能件数及び検査機器数となっており、流行初期期間、流行初期期間経過後いずれも検査実施可能件数は1日12件、検査機器数は1台としております。</p> <p>府の計画では、府内の地方衛生研究所及び保健所の他、検査措置協定締結のある医療機関、民間検査機関等の検査実施可能件数を合算した数値目標を記載する予定で、枚方市の検査実施可能件数もその中に含まれます。</p> <p>人材の養成に関する項目では、感染症対策部門に従事する職員と感染症有事体制に構成される職員の研修や訓練の実施または参加回数となっており、いずれも年1回以上としています。</p> <p>保健所の体制確保に関する項目では、新型コロナの第6波と同規模の感染が流行初期に発生した場合の、流行開始から1か月間において想定される保健所業務量に対応する人員確保数と感染症のまん延時に即対応可能なIHEAT要員の確保数となっております。</p> <p>計画素案についての説明は、以上でございます。</p>
渡邊会長	<p>ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問などがございましたら、お願いいたします。</p>
長谷委員	<p>保健所体制確保に関する項目のIHEAT要員について、もし実際起こった場合、かなりの人数が必要ではないかと思う。資料には保健師等、専門職と書いているが、その他どういった人材をイメージされているのか。</p>
事務局	<p>主には保健師と看護職の方となるが、今回の新型コロナの際は、色々な専門職の方に手を挙げてもらいました。医師であるとか、歯科医師は無かったが、検体採取とか色々やっていただきました。</p> <p>医療職の方には何らかのできることをやっていただくことになり、また、ロジ的などころもあるので、事務職の方も必要になってくると言われています。</p> <p>国の方で養成のプログラムもあり、大阪府では手を挙げてくださる方を登録して研修を行うという仕組みになっています。</p>
長谷委員	<p>新型コロナの時、歯科医師会では、検査のお手伝いで人員を派遣して協力させていただいた。</p> <p>今後また、歯科医師会でも協力できる余地があるのであれば、また言っていただければと思う。</p>
渡邊会長	<p>計画素案の6ページに出てくる「PDCAサイクル」という言葉が分からなかったので、説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>感染症に限ったことではなく、全ての事業を実施する際に、「Plan」「Do」「Check」「Action」という、計画を立てて実行し、評価をして改善していくというものです。</p> <p>今回の計画も数値目標を設定し、それを評価することで、計画を作るだけではなく計画をその都度改善していくということが盛り込まれています。</p>
渡邊会長	<p>そろそろ時間となりました。</p> <p>時間の都合もごございますので、ほかにもご意見やご質問等がある場合は、後日、各委員から事務局へお伝えください。</p> <p>事務局は、その集約を行ったうえで、次回の部会において情報の共有化を図っていただ</p>

<p>渡邊会長</p>	<p>きたいと思います。</p> <p>なお、私から提案ですが、感染症予防計画についての調査審議にあたっては、市内で唯一、感染症病床を有する市立ひらかた病院の院長のご意見をお伺いできないかと考えております。ただ、院長は枚方市の職員ということで本協議会の委員になることはできません。</p> <p>一方、枚方市保健所運営協議会条例第 10 条には、関係者に対して協力要請をすることができる旨の規定がございますので、この規定により、本部会のオブザーバーとして、市立ひらかた病院の院長に本部会への参加を依頼してはどうかと考えますが、皆さま、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。 それでは、次回以降、そのようにさせていただきます。</p> <p>それでは、案件 3 「その他」といたしまして、事務局から、何かございますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>本協議会でも説明させていただきましたとおり、今後の本部会の開催としましては、11 月と来年 1 月の計 2 回を予定しております。</p> <p>つきましては、お手元の予定調整表のご都合の悪い日程に×を記入していただき、10 月 6 日（金）までに事務局まで、ファックスやメール等で送付いただきたいと考えております。</p> <p>調整ができ次第、次の日程をお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>渡邊会長</p>	<p>タイトな日程にはなりますが、委員の皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和 5 年度 枚方市保健所運営協議会 第 1 回 感染症対策部会を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>